

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 5 年 6 月 20 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第26号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成7年寒川町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第7項」を「第2条第5項」に改める。

第5条第1項第1号中「乳児又は幼児等」を「小児」に改め、同条第2項中「又は第3項」を削る。

第6条中「又は第3項」を削る。

第7条第1項第1号及び同項第2号中「乳児又は幼児等」を「小児」に改める。

第8条中「乳児又は幼児等」を「小児」に、「満14歳」を「満17歳」に、「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和5年寒川町条例第 号）附則第3項の規定により同条例の施行日前において同条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者に交付する医療証の有効期限は、この規則の施行日前においても、この規則による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則第8条に規定する日とすることができる。